解散公告（第二回）

当法人は定款に定める存続期間満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

宮崎県都城市高崎町大牟田一二四七番地

社団法人大牟田振興会

代表清算人　兒玉　実範

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

青森県八戸市内丸一丁目一番一号

社団法人八戸清港会

清算人　奈良岡修一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

宮城県石巻市南境大樋二〇番地

財団法人宮城県石巻商業高等学校教育振興会

代表清算人　岡部　正利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月一日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県警友会

清算人　荒居　健一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

千葉県船橋市湊町二丁目一〇番二五号

財団法人船橋市職員互助会

代表清算人　原口　正人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

愛知県半田市清水西町三九番地

財団法人新家学園

代表清算人　新家　一雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

愛知県岡崎市柱町字鐘場一番地の六五

財団法人長田学園

代表清算人　長田　義雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

滋賀県彦根市元町四番二号彦根市役所内

財団法人村岸育英会

代表清算人　前川　恒廣

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

大阪市東住吉区公園南矢田四丁目二二番一〇号

財団法人枯木会

代表清算人　寺西　利造

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十五年四月十一日付けで解散の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。土地改良法第六十九条第二項の規定に基づいて公告します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

兵庫県加古川市平荘町磐二八七番地の二

清算法人磐西土地改良区

清算人代表　原戸　春雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

山口県防府市大字浜方字古浜一九五―二

財団法人防府スポーツセンター

清算人　中村　隆

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年三月七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

高知県宿毛市小筑紫町福良四八六番地イ

清算法人宿毛市福良土地改良区

代表清算人　福井　徹夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

大阪市東住吉区公園南矢田四丁目二二番一号

財団法人枯木会

代表清算人　寺西　利造

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十八日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二六八番地の五

玖珠町土地開発公社

代表清算人　朝倉　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東五条二丁目一番、最後の住所旭川市東五条二丁目一番二一号

被相続人　亡　谷　友克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十七日

事務所旭川市川端町四条六丁目四番一八号

しらかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北越　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡利府町加瀬字十三本塚三番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　倉島　信治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十七日

事務所仙台市青葉区中央四丁目四番四号勅使河原ビル二階　勅使河原協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中田　孝司